

令和6年度和歌山県立医科大学附属病院等経営状況分析及び改善業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 業務の名称
令和6年度和歌山県立医科大学附属病院等経営状況分析及び改善業務
- (2) 業務内容
別添1「令和6年度和歌山県立医科大学附属病院等経営状況分析及び改善業務仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から令和7年3月31日（約10ヶ月）
- (4) 委託契約の上限額
19,800千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

2 提出書類

- (1) スケジュール

項目	日程
質問受付	令和6年5月8日（水）午後5時まで（必着）
参加申込み受付	令和6年5月14日（火）午後5時まで（必着）
提出書類受付	令和6年5月14日（火）から 令和6年5月24日（金）午後5時まで（必着）
選定委員会	令和6年5月下旬～6月上旬（予定）
選定結果の通知	選定委員会後、速やかに通知

- (2) 質問受付

プロポーザル参加にあたり質問事項がある場合は、質問書（様式1）を提出して下さい。口頭での質問は、受け付けません。

- ① 提出期限 令和6年5月8日（水）午後5時まで（必着）
- ② 提出方法 質問事項は「8. 問い合わせ・提出先」へ事前連絡のうえ、FAXまたはメールにより和歌山県医務課公立大学法人班まで送付してください。
- ③ 回 答 質問に対する回答は、質問者に対して、FAXまたはメールで回答するとともに、和歌山県医務課ホームページに公開します。

なお、提案書類の具体的な記載方法、記載内容及び選定基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保、及び公正な選考を妨げる恐れがあるので、受け付けません。

(3) 参加申込み

- ① 提出書類 参加申込書（様式2）
- ② 提出方法 「8. 問い合わせ・提出先」へ事前連絡のうえ、FAX またはメールにより和歌山県医務課公立大学法人班まで送付してください。
- ③ 提出期限 令和6年5月14日（火）午後5時まで（必着）

(4) 企画提案書等提出

① 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）：8部（正本1部、副本7部）

別添2「企画提案書作成要領」のとおり

イ 誓約書（様式3）：1部

ウ 見積書（任意様式）：1部

以下の点に留意すること。

・経費の内訳を記載すること。

・宛名は「和歌山県知事 岸本周平」とし、参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額を記載すること。

・見積金額は「1（4）委託契約の上限額」を超えないこと。

エ 業務実績調書（様式4）：8部

オ 提案者の概要がわかるもの（会社案内等）：8部

カ 法人登記事項証明書：1部

キ 消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書（提出日において発行の日から3ヵ月以内のもの）：1部

ク 和歌山県税に未納がない旨の証明書（提出日において発行の日から3ヵ月以内のもの）：1部

ただし、和歌山県内に本店又は支店を有しないものについては、和歌山県税に未納がない旨の証明書は必要としない。

※ なお、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格（業務種目大分類が「測定・検査・調査研究等」）を有する者については、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出することにより上記キ・クの提出書類を当該書類に代えることができる。

- ② 提出方法 持参又は郵送（書留に限る）により和歌山県医務課公立大学法人班まで送付して下さい。
- ③ 提出期限 令和6年5月14日（火）から令和6年5月24日（金）午後5時まで（必着）

※ 様式については、和歌山県医務課ホームページよりダウンロードしてください。
和歌山県医務課ホームページ
(URL https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050100/imuka/imu_top.html)

3 参加資格・要件

(1) 参加資格

次の各号に定める要件をすべて満たす者としてします。

- ① 平成 30 年度以降に、600 床以上の国、独立行政法人国立病院機構、国公立大学法人、都道府県、市町村が設置する病院又は公的医療機関（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院をいう。）において、経営状況の分析を行い、かつ、それに基づき経営改善のための助言及び具体的な改善策の実施（例えば、診療報酬請求精度調査など）の業務を元請として 5 件以上受託した実績を有していること。
- ② 医療機器製造業及び医療機器販売業の許可を受けた者でないこと。
- ③ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- ④ 次のア及びイのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 地方自治法施行令（以下、「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者。ただし、同項第 1 号に該当する者であって、同項に規定する特別の理由がある場合に該当するものについては、この限りでない。
 - イ 政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、入札に参加することを停止された期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者
- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。
- ⑦ 和歌山県の区域内（以下「県内」という。）に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、県税に係る徴収金を完納していること。
- ⑧ 消費税及び地方消費税を完納していること。
- ⑨ 申請日現在において、1 年以上の営業経験を有し、かつ、法人にあつては、原則として、入札に参加を希望する業務種目を法人の目的としていることが、登記事項

証明書により確認できること。

- ⑩ 入札に参加を希望する業務種目の営業を行うにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。
- ⑪ 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- ⑫ 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条第2号に規定する暴力団員ではないが、暴力団と関係を有しながら、その組織の威力を背景として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団等」という。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者
 - イ 不当と認められる目的を有して暴力団等が経営し、又は実質的に関与している者を利用している者
 - ウ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者
 - エ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 下請契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が、アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結している者
 - カ 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者
 - キ 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営し、又は経営に実質的に関与している者
 - ク 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営し、又は経営に実質的に関与している者
 - ケ キ又はクのいずれかに該当する者となった日から1年を経過しない者

（2）失格事項

次のいずれかに該当する場合は、その者を失格とします。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ② 他の提案者と企画提案の内容又はその意志について相談を行った場合

- ③ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合
- ④ 企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

4 参加に際しての注意事項

- (1) プロポーザル参加に係る費用は提案者が負担してください。
- (2) 提出のあった企画提案書等は返却しません。
- (3) 提出期限後の差し替え・追加は認めませんので、あらかじめご了承ください。

5 選定及び結果の通知

(1) 選定方法

選定は、選定基準（別添3）に基づき、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容により、各選定委員が審査・評価を行うプロポーザル方式により実施します。評価点の合計が満点の6割以上である事業提案を行った参加者のうち、最高点の者を契約候補者として選定します。

また、最高得点者が複数いる場合、審査委員による多数決により決定します。

なお、提案者が1者の場合においても、選定委員会における審査・評価を行ったうえで、各選定委員の評価点の合計が満点の6割以上に達している場合、当該提案者を契約候補者として選定します。

(2) 選定委員会

- ① 実施日時 令和6年5月下旬～6月上旬（予定）
- ② 実施場所 和歌山県庁舎（和歌山県和歌山市小松原通1-1）（予定）
- ③ プレゼンテーションの所要時間（1者あたり）
 - ア プレゼンテーション 20分以内
 - イ 選定委員からの質疑応答 10分程度

※プレゼンテーション及び質疑応答時間は、参加者数により変更する場合があります。

④ 注意事項

- ア 実施場所、実施日時及び各参加者の開始時間は、後日通知します。
- イ プレゼンテーション参加人数は、1者あたり2名までとします。
- ウ パソコン、プロジェクター等の機材は、使用できませんので、予め提出した企画提案書類でプレゼンテーションを実施してください。
- エ プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- オ 指定の時間に遅れた場合は、審査対象としません。

(3) 評価基準

項目		配点
企画提案内容	業務への理解・知識及び提案内容の的確性	15
	課題・問題点の抽出	5
	経営改善の助言、支援	10
	小計	30
業務遂行能力等	業務実施体制	5
	業務実績	5
	スケジュール	5
	経費見積	5
	小計	20
総合点		50

(4) 結果の通知

選定結果については、選定委員会終了後、速やかに参加者に文書にて通知します。
また、以下の項目を和歌山県医務課ホームページに公表します。

- ① 契約候補者の名称及び評価点
- ② 次点以下の評価点（参加者名の併記はしない）

6 契約

(1) 契約の締結

選定した契約候補者と和歌山県は、企画提案の内容に基づき、協議の上で業務委託仕様書の内容等を確定し、契約を締結する。なお、協議が調わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、選定の結果において、次順位の契約候補者と協議する。

(2) 契約保証金

契約締結前に、原則として契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付すること。ただし、和歌山県財務規則第93条の規定に該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除することができる。

7 その他

- (1) 契約候補者に選定された場合は和歌山県と十分協議を行いながら事業を進めること。
- (2) 企画提案書等に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任の一切は、企画提案書提出者が負うこと。
- (3) 提出された企画提案書等は「和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2

号)」に基づき、情報公開の対象となります。

8 問い合わせ・提出先

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県福祉保健部健康局医務課公立大学法人班（担当：森、中西）

電話 073-441-2085

FAX 073-424-0425

E-mail e0501001@pref.wakayama.lg.jp

9 参考

公立大学法人和歌山県立医科大学

<https://www.wakayama-med.ac.jp/>

公立大学法人和歌山県立医科大学概要

<https://www.wakayama-med.ac.jp/intro/gaiyou/index.html>